

調達要求番号：

仕様書			
件名	電波送受信移動装置の賃貸借	仕様書番号	
		作成年月日	令和4年12月23日
		作成部隊等名	西部方面総監部防衛部

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊において使用する電波送受信移動装置（以下、「装置」という。）について規格・性能等の必要事項を規定する。

2 装置の概要

本装置は、遠隔操作又は事前のプログラム設定により、上空において30分以上の飛行が可能であり、飛行状態において自動的に障害を回避する機能を備えていることとする。

3 期間（運用期間）

令和5年1月19日（木）～令和5年2月20日（月）

4 装置に含む主体品・数量及び付属品

(1) 主体品目

- ア 移動装置 ×1式 (Parrot 社 PF728330 又は同等品)
- イ 制御装置 ×1式 (Parrot 社 PF728330 接続可能な物 又は同等品)

(2) 付属品

ハードケース、予備プロペラ及び予備バッテリー等

5 納入場所

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面総監部防衛部訓練課訓練班

6 検査・監督

- (1) 契約者は、装置の納入に際し、官側の要求に基づき、最終的な確認を実施する。
- (2) 上記に示す員数検査、外装検査、試験検査及び提出書類の合格をもって検収とする。
- (3) 装置の構成・設定
契約者は、契約後速やかに官側と必要事項を調整し、運用開始までに必要となる装置の構成・設定を終了するものとする。
- (4) 装置の運用に関し、契約者は必要な技術指導を運用期間開始までに官側に実施するものとし、その内容は次による。
 - ア 設定、操作等に関する技術指導
 - イ その他技術的事項に関する技術指導等

7 保 守

装置に不具合が生じた場合、契約者は期間内において8時から17時までの間、電話等で不具合に対処できる態勢をとるものとする。

8 瑕疵担保責任者

検収後に瑕疵が発生した場合、無償にて速やかに修理若しくは交換を行うものとする。

9 特記事項

本契約満期後は、全ての装置を契約者に速やかに返納する。

10 サプライチェーン・リスク対象品目同等品承認書の提出及び場所

サプライチェーン・リスク対象品目を同等品目により参加希望する場合の同等品承認申請は、下記の通りとする。

- (1) 日時：公示日～令和5年1月10日（火）
- (2) 場所：西部方面総監部防衛部訓練課訓練班

11 情報保全

契約者は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

12 その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項及び疑義が生じた場合は、官側と協議により決定する。
- (2) 官側の支援

契約者は、本契約の履行にあたり、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、各事項の支援を受ける事ができる。

- ア 本契約に必要な官側情報等の貸与又は閲覧等
- イ 施設の利用
- ウ 作業に関する必要な電力、用水等無償使用
- エ その他官側が認めたもの

- (3) 本仕様書に記載された各機器は、令和5年1月現在で使用可能なものとし、開発段階での使用見込みは認めない。
- (4) 仕様書及び承認申請に関する問い合わせ先

西部方面総監部防衛部訓練課訓練班 Tel 096－368－5111

官側担当官 串崎3佐（内線 2679）